

相模原市が政令指定都市に移行することについて市民の意思を問う住民
投票条例の審議の結果について

平成21年1月28日、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第3項の
規定により、議会に意見を付けて付議した「相模原市が政令指定都市に移行するこ
とについて市民の意思を問う住民投票条例について」の審議の結果を、地方自治法
施行令(昭和22年政令第16号)第98条第2項の規定により、次のとおり公表し
ます。

議案第1号 相模原市が政令指定都市に移行することについて市民の意思を問う
住民投票条例について

審議結果 否 決(平成21年2月6日議決)